

令和 8 年 2 月 27 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和 7 年 12 月 26 日から令和 8 年 1 月 29 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、意見の提出はありませんでした。

意見公募の結果も踏まえて、当該省令を本日公布しましたので併せてお知らせします。

1 主な改正内容

次の物質を消防活動阻害物質に指定するため、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第 2 号）を改正するものです。概要については、[別紙 1](#)をご覧ください。

- ・ 4 - [2 - (4 - ターシャリーブチルフェニル) エトキシ] キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（4 - [2 - (4 - ターシャリーブチルフェニル) エトキシ] キナゾリン 19.4%以下を含有するものを除く。）

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和 7 年 12 月 26 日から令和 8 年 1 月 29 日までの間、意見を公募したところ、意見の提出はありませんでした。

3 省令の公布

消防庁では、意見公募の結果も踏まえて、以下の改正省令を本日付けで公布しました。

- ・ 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 15 号） [別紙 2](#)



（連絡先）

消防庁危険物保安室 担当：石野、鈴木

TEL：03-5253-7524（直通）

E-mail：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める
物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令について

令和 8 年 2 月
消防庁危険物保安室

【概要】

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第2号。以下「省令」という。）を改正するものである。

(1) 物質の追加

次に掲げる物質を新たに消防活動阻害物質に指定する。

- ・ 4－[2－(4－ターシャリーブチルフェニル) エトキシ] キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤（4－[2－(4－ターシャリーブチルフェニル) エトキシ] キナゾリン 19.4%以下を含有するものを除く。）

(2) 規定順の整理

省令の規定順を毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号。以下「指定令」という。）の規定に合わせるため、上記（1）の物質を省令第2条の表（65）に追加し、現行の（65）から（76）の番号を1つずつ繰り下げる。

【内容・理由】

指定令における劇物に追加された上記物質について、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：新井充 東京大学名誉教授）において検討を行った結果、当該物質が、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することに鑑み、消防活動阻害物質として指定することが適当と判断し、今回改正するものである。

【施行期日】

令和8年3月31日

○総務省令第十五号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の十八の項の規定に基づき、
（ ）
危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)
第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

(二)~(六十四) 略	[略]
(六十五) 四―二―(四―ターシャリーブチルフエニル) エトキシ キシ」キナゾリン(別名フェナザキン)及びこれを含有する製剤(四―二―(四―ターシャリーブチルフエニル) エトキシ)キナゾリン一九・四%以下を含有するものを除く。	
(六十六) ブロム水素を含有する製剤	
(六十七)~(七十七) [略]	

改正前

(危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)
第二条 [同上]

(二)~(六十四) 同上	[同上]
(六十五) ブロム水素を含有する製剤	
(六十六)~(七十六) [同上]	
(六十七)~(七十七) [同上]	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。